

すみだ九条の会：5周年記念のつどい

2010年5月18日に「憲法改正手続法」が施行されました

# 改憲手続法施行後のたたかいの性格と展望は〇〇〇〇



とき **10月7日(木)**午後6時開場、6時30分開会  
ところ **曳舟文化センター2階レクホール**

**入場無料**  
お気軽にご参加  
ください

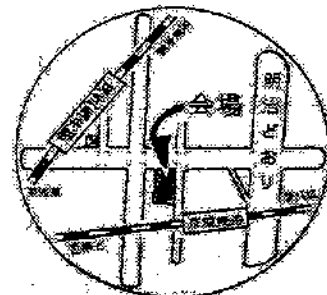
講師 **伊藤 真氏** (弁護士・伊藤塾塾長)

**「改憲手続法施行後のたたかいの性格と参院選後の情勢と私たちのたたかい」** (仮題)

1995年、司法試験指導のキャリアを活かし、「伊藤真の司法試験塾(現・伊藤塾)」を開塾。法科大学院入試、公務員・司法書士・行政書士・宅建試験の受験指導を開始。著書は多数あり、中でも、「伊藤真の試験対策講座」シリーズ(弘文堂)は、大学法学部のテキストにも使用され、司法試験・法科大学院入試など法律の資格試験対策のみならず、現役の法科大学院生や学部生など法律を勉強する多くの方に広く浸透している。

2010年5月18日に改憲国民手続法が施行されたことにより、憲法問題は重大な岐路にあります。今回行われた参議院選挙の民主党のマニフェストには、「憲法提言」による改憲志向が明記されています。また、国連の決定さえあれば、海外での武力行使を「合憲」とする解釈改憲も民主党内には根強くあります。アーミテージ国務副長官(当時:「文芸春秋」04年3月号)は、「憲法9条が(日米同盟や国際社会の安定のために軍事力を用いる点で)邪魔になっている。」と、米国は日本国憲法の改変を繰り返し求めてきています。自民党は、今回の参院選マニフェ

ストでも「改憲」を打ち出しています。参議院選挙の結果は、今後の憲法問題に大きな影響をもつものです。このような状況下にあって、決意を新たにして、「9条を守れ!」、「憲法改悪反対!」の取り組みを一層強めることが大切です。今回、企画した「つどい」に、皆さんのご参加と、ご賛同をお願いします。



## すみだ九条の会

〒130-0022 墨田区江東橋3-9-7国宝ビル6F 東京東部法律事務所気付  
電話03-3634-5311 FAX03-3634-5315  
郵便振替 00130-6-427277 口座名/すみだ九条の会

発足5年を期して、上記のつどいを企画しました。「九条まもれ」の草の根からの声をさらにひろげるためにも多くの方々のご来場を期待しています。

【会場案内】東武線・京成線 曳舟駅下車すぐ。  
住所：墨田区京島1-38-11